

【訂正版（令和7年9月10日）】

広告募集案内【定価制】
（施設広告掲出仕様書）

※広告掲出場所のスペースの寸法の記載に一部誤りがあったため、正しい寸法に訂正しました。

該当掲出場所は、北部第二水再生センター、西部水再生センター、鶴見ポンプ場、市場ポンプ場

※対象施設のうち「新羽雨水調整池・滞水池」は、都合により今回の募集対象から除外しました。

下水道河川局北部第一水再生センターほか 20 か所の水再生センター・ポンプ場に広告看板を設置する事業者を以下のとおり募集します。

■対象施設

名 称	下水道河川局北部第一水再生センターほか 20 か所の水再生センター・ポンプ場における屋外広告設置
施 設 概 要	水再生センター・ポンプ場 (水再生センターは生活排水をきれいにする施設で、ポンプ場は生活排水や雨水を中継・排水する施設です。これらは都市の下水道システムにおいて重要な役割を果たしています。) 屋外広告物に該当します。
所 在 地 (場 所)	北部第一水再生センター（鶴見区元宮二丁目6番1号） 北部第二水再生センター（鶴見区末広町1丁目6番地の8）※臨港地区 神奈川水再生センター（神奈川区千若町1丁目1番地） 中部水再生センター（中区本牧十二天1番1号） 金沢水再生センター（金沢区幸浦一丁目17番地） 港北水再生センター（港北区大倉山七丁目40番1号） 都筑水再生センター（都筑区佐江戸町25番地） 西部水再生センター（戸塚区東俣野町231番地） 栄第二水再生センター（栄区长沼町82番地） 北部汚泥資源化センター（鶴見区末広町1丁目6番地の1）※臨港地区 南部汚泥資源化センター（金沢区幸浦一丁目9番地） 鳥浜第一工場排水処理場（金沢区鳥浜町13番地の13） 北綱島ポンプ場（港北区日吉六丁目14番1号） 高田ポンプ場（港北区高田西一丁目8番7号） 鶴見ポンプ場（鶴見区鶴見中央二丁目20番24号） 潮田ポンプ場（鶴見区向井町2丁目66番地の1） 市場ポンプ場（鶴見区市場下町7番11号） 保土ヶ谷ポンプ場（保土ヶ谷区天王町2丁目43番地）※街づくり協議地区 平沼ポンプ場（西区西平沼町5番70号） 磯子第二ポンプ場（磯子区磯子一丁目4番）※臨港地区 笠間ポンプ場（栄区笠間三丁目30番1号） 新羽雨水調整池・滞水池（港北区北新横浜一丁目2番20号）
広 告 設 置 場 所	指定した敷地内（詳細別紙のとおり）
広 告 掲 出 期 間	掲出開始希望月*～令和10年3月31日

※ただし、掲出開始希望月は令和7年11月～令和8年7月までの期間の中から受け付けます

■ 広告料

掲出場所 (地図及び広告看板設置場所参照)	スペース (縦×横)	枠数	価格 (単価、税込) (円/㎡/月)
北部第一水再生センター	2,500mm×2,500mm 以下	1 枠	1,650 円
北部第二水再生センター	①1,200mm×10,000mm 以下 ②1,200mm×10,000mm 以下	1 枠 1 枠	各 1,650 円
神奈川水再生センター	1,800mm×5,000mm 以下	1 枠	1,650 円
中部水再生センター	2,500mm×4,200mm 以下	1 枠	1,650 円
金沢水再生センター	2,000mm×4,000mm 以下	1 枠	1,650 円
港北水再生センター	①2,700mm×5,400mm 以下 ②2,700mm×5,400mm 以下	1 枠 1 枠	各 1,650 円
都筑水再生センター	①1,000mm×2,000mm 以下 ②1,000mm×2,000mm 以下	1 枠 1 枠	各 1,650 円
西部水再生センター	①1,200mm×2,500mm 以下 ②1,200mm×2,500mm 以下	1 枠 1 枠	各 1,650 円
栄第二水再生センター	2,000mm×4,000mm 以下	1 枠	1,650 円
北部汚泥資源化センター	①2,000mm×4,000mm 以下 ②2,000mm×3,000mm 以下	1 枠 1 枠	各 1,650 円
南部汚泥資源化センター	①2,000mm×4,000mm 以下 ②2,000mm×4,000mm 以下	1 枠 1 枠	各 1,650 円
鳥浜第一工場排水処理場	1,000mm×2,000mm 以下	1 枠	1,650 円
北綱島ポンプ場	2,500mm×2,500mm 以下	1 枠	1,650 円
高田ポンプ場	2,500mm×2,500mm 以下	1 枠	1,650 円
鶴見ポンプ場	①1,000mm×7,000mm 以下 ②2,000mm×12,000mm 以下	1 枠 1 枠	各 1,650 円
潮田ポンプ場	①1,600mm×10,000mm 以下 ②1,600mm×10,000mm 以下	1 枠 1 枠	各 1,650 円
市場ポンプ場	①1,000mm×12,000mm 以下 ②1,000mm×5,000mm 以下	1 枠 1 枠	各 1,650 円
保土ヶ谷ポンプ場	2,400mm×5,000mm 以下	1 枠	1,650 円
平沼ポンプ場	2,400mm×5,000mm 以下	1 枠	1,650 円
磯子第二ポンプ場	2,400mm×10,000mm 以下	1 枠	1,650 円
笠間ポンプ場	1,500mm×3,000mm 以下	1 枠	1,650 円
新羽雨水調整池・滞水池	2,700mm×5,400mm 以下	1 枠	1,650 円

※広告料には広告代理店手数料を含みます。

※広告掲出にあたっては、お示したスペースの範囲内で自由に大きさを設定する事が可能です。
 価格は、掲出面積に応じた単価 (1,650 円/㎡/月) (税込) を基準とし、希望する掲出面積と掲出期間により算出します。

※月の途中での掲出開始の申込みであっても、減額は適用せず、月単位で広告料をお支払いいただきます。

■ 広告掲出にあたっての留意点

<p>広告の条件</p>	<p>○ 広告内に「広告」である旨を明記してください。</p> <p>○ 横浜市屋外広告物条例、横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、行政財産等への屋外広告掲出ガイドラインその他の広告関連規程を遵守してください。</p> <p>○ 北部第二水再生センター、北部汚泥資源化センター、磯子第二ポンプ場は、「臨港地区みなと色彩計画区域」に指定されているため、あらかじめ港湾局管財課との協議が必要となります。 (参考) みなと色彩計画</p> <p>○ 保土ヶ谷ポンプ場は、「街づくり協議地区」に指定されているため、あらかじめ都市整備局地域まちづくり課との協議が必要となります。 (参考) 星川・天王町・保土ヶ谷駅周辺街づくり協議指針</p>
<p>広告の制作等</p>	<p>○ 掲出予定時期の2か月前までに広告原稿を提出し、上記条件について広告内容の審査を受けてください。</p> <p>○ 広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○ 審査完了から2週間後までに、審査が完了した確定原稿及び設置に必要な図面等提出してください。</p> <p>○ 上記の期限までにご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合又は広告が掲出できない場合がありますが、その場合であっても広告料は減額いたしませんのでご注意ください。</p> <p>○ 広告の制作は、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。 なお、広告看板の製作、設置、撤去、管理等にかかる費用は、事業者の負担により行ってください。</p> <p>○ 広告看板の設計、設置、撤去にあたっては、安全配慮及び保守を十分に行うとともに、周辺の景観に配慮したデザイン等について、制作前に協議を行ってください。</p>
<p>下水道占用許可</p>	<p>○ 広告を掲出する箇所について、横浜市下水道条例第24条および同施行規則第35条の規定に基づき、審査完了後速やかに公共下水道占用許可を受けていただき、広告料とは別に、公共下水道占用許可に係る占用料をお支払いいただく必要があります。占用料は土地の評価額及び占用面積、並びに看板面積を基に算定しているため、毎年掲出場所により変動があります。</p> <p>【参考】 土地占用料：3,597～11,238円/年/㎡（税抜き） 看板面積による占用料：1,000円/月/㎡（税抜き）</p>
<p>屋外広告物に係る手続き</p>	<p>○ 広告掲出の30日前までに横浜市屋外広告物条例に基づく設置許可申請を行ったうえで、定められた納期限までに手数料の納付を行ってください。</p> <p>○ 接地点から看板の上端（照明装置等を含む）までの高さが4mを超える場合は、横浜市屋外広告物条例に基づき、所定の資格を有する「維持管理主任者」を設置する義務が生じます。</p> <p>○ 掲出期間中は、横浜市屋外広告物条例に定められた各種手続きを適切に行ってください。 (参考) 屋外広告物の申請及び届出の手続き 横浜市 (yokohama.lg.jp)</p>
<p>その他</p>	<p>○ 広告掲出期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額いたしません。</p> <p>○ 広告掲出終了後は現状復帰をしていただきます。</p> <p>○ 広告の掲出により損害が生じた場合は、補償及び賠償を行ってください。</p>

■申込み

申 込 条 件	お申込みは広告代理店に限らせていただきます。
申 込 方 法	<p>申込書を下記申込先へEメールでお申し込みください。</p> <p>※複数枠のお申込みも可能です。申込書は1施設ごとにご記入ください。</p> <p>掲出期間は、掲出開始月から令和10年3月までとします。</p> <p>※事業者選定方法は先着順ですが、掲出開始希望月の前々月の1日までにお申し込みください。なお、掲出開始希望月の4か月前の1日より申し込みを受け付けます。</p> <p>※お申込み時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主の審査を受けてください。</p>
事業者選定方法	<p>先着順</p> <p>※1日単位で締めきります。同日に受けたお申込みは同順位として取り扱います。同日内に空き枠数を超えたお申込みがあった場合は、最も高額な広告料となる申込者を優先して選定いたします。(広告料が同額の場合は、抽選とします。)</p> <p>※「同日」の扱いは、原則開庁時間とします。(午後5時15分より後に受領した申込書は、翌開庁日の午後5時15分までに受領した申込書と同順になります。)</p>
募 集 開 始 日	令和7年8月29日(金)
申 込 期 間	令和7年8月29日(金)～令和8年3月31日(火)17時
申 込 先	<p>(担当課名) 横浜市下水道河川局 施設管理課</p> <p>(所在地) 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50-10</p> <p>(TEL/FAX) TEL 045-671-3969 /FAX 045-641-4870</p> <p>(Eメール) gk-shisetsukanri@city.yokohama.lg.jp</p>

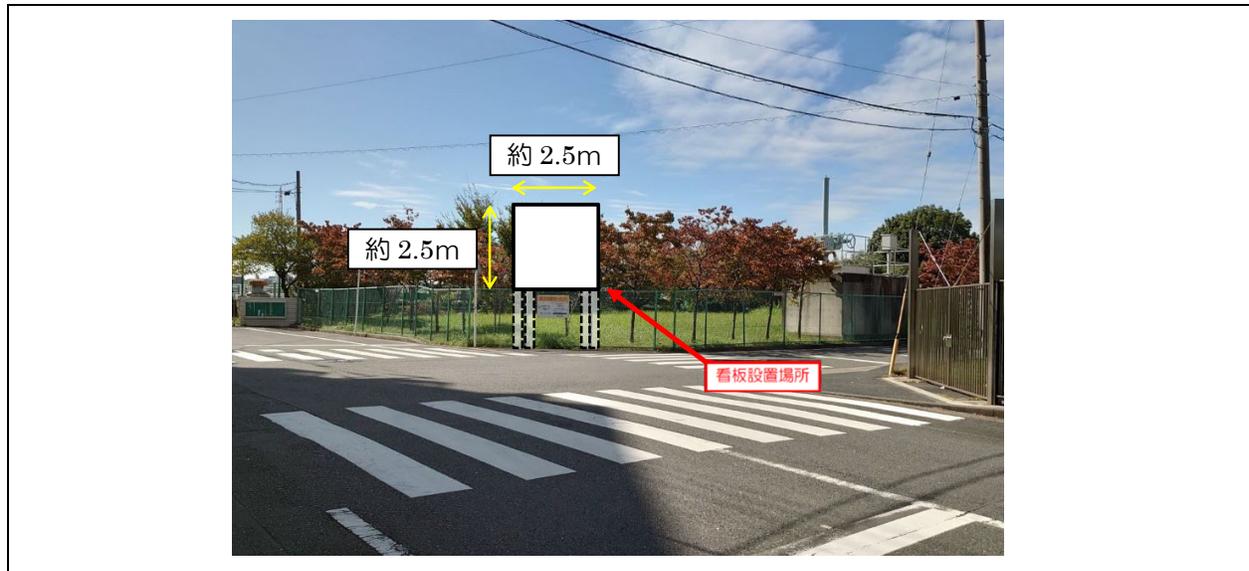
次頁あり

<北部第一水再生センター>

■地図



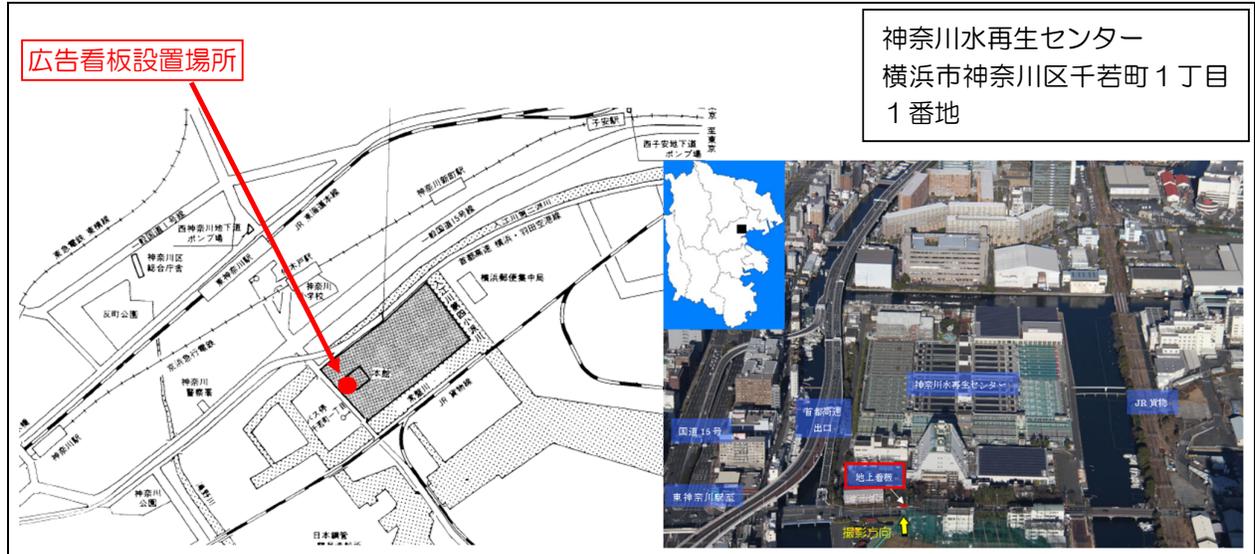
■募集対象施設・広告看板設置場所等の写真



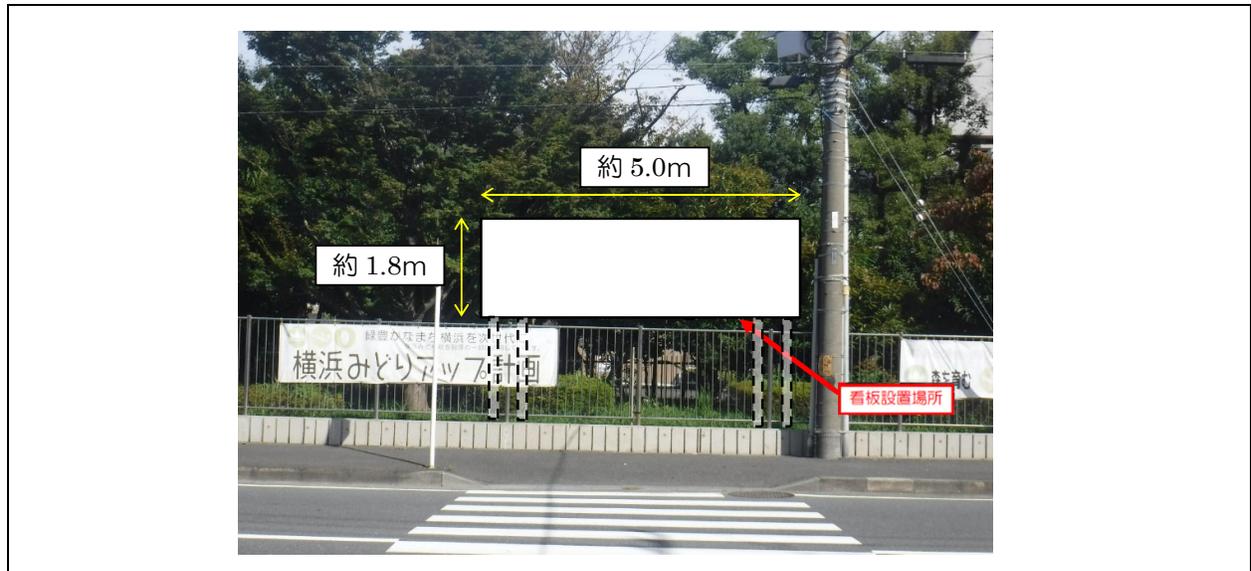
※看板を設置するための支柱は、フェンスより敷地側とする

<神奈川水再生センター>

■地図



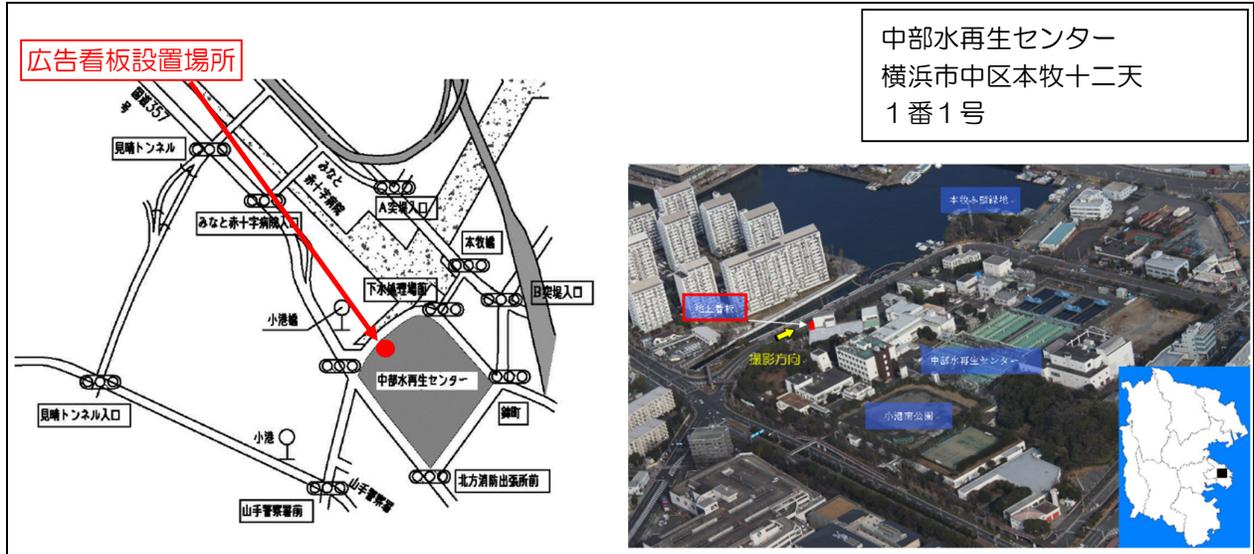
■募集対象施設・広告看板設置場所等の写真



※看板を設置するための支柱は、フェンスより敷地側とする

< 中部水再生センター >

■ 地図



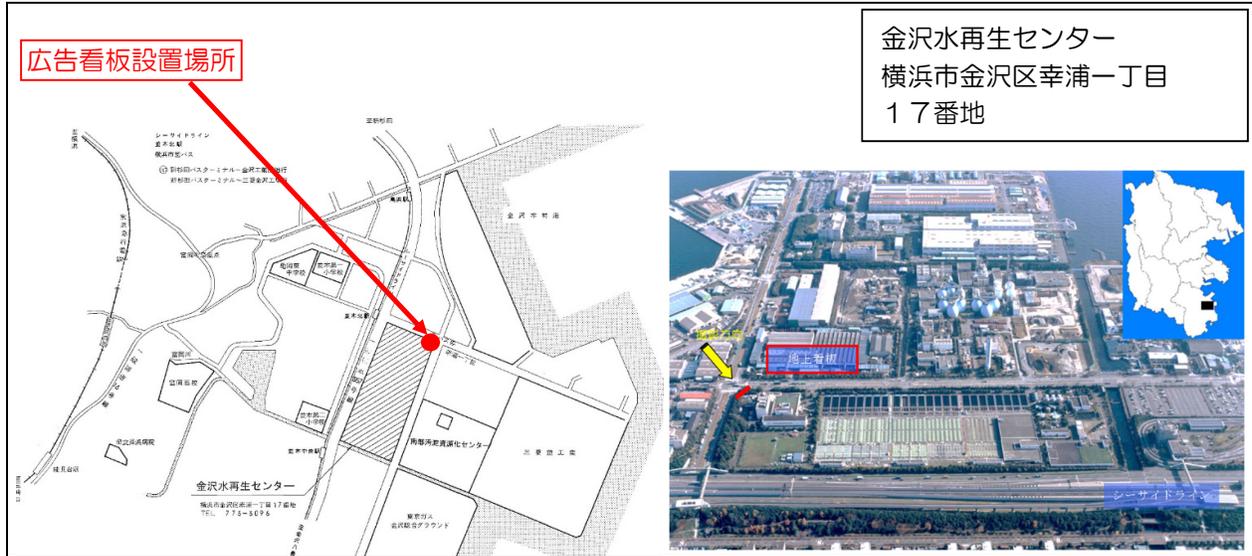
■ 募集対象施設・広告看板設置場所等の写真



※看板を設置するための支柱は、フェンスより敷地側とする

<金沢水再生センター>

■地図



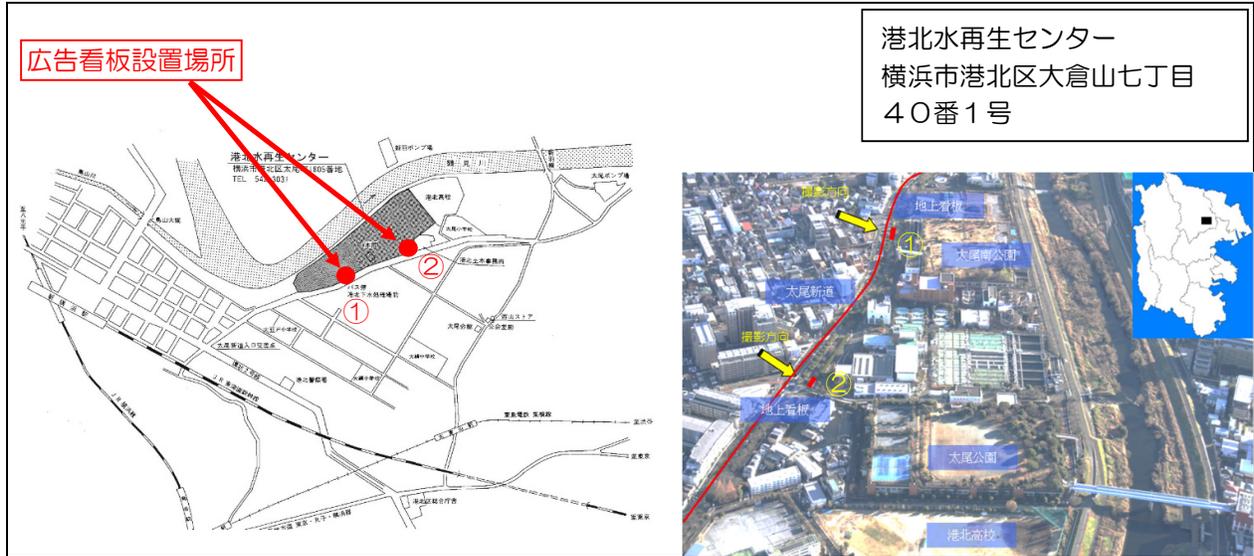
■募集対象施設・広告看板設置場所等の写真



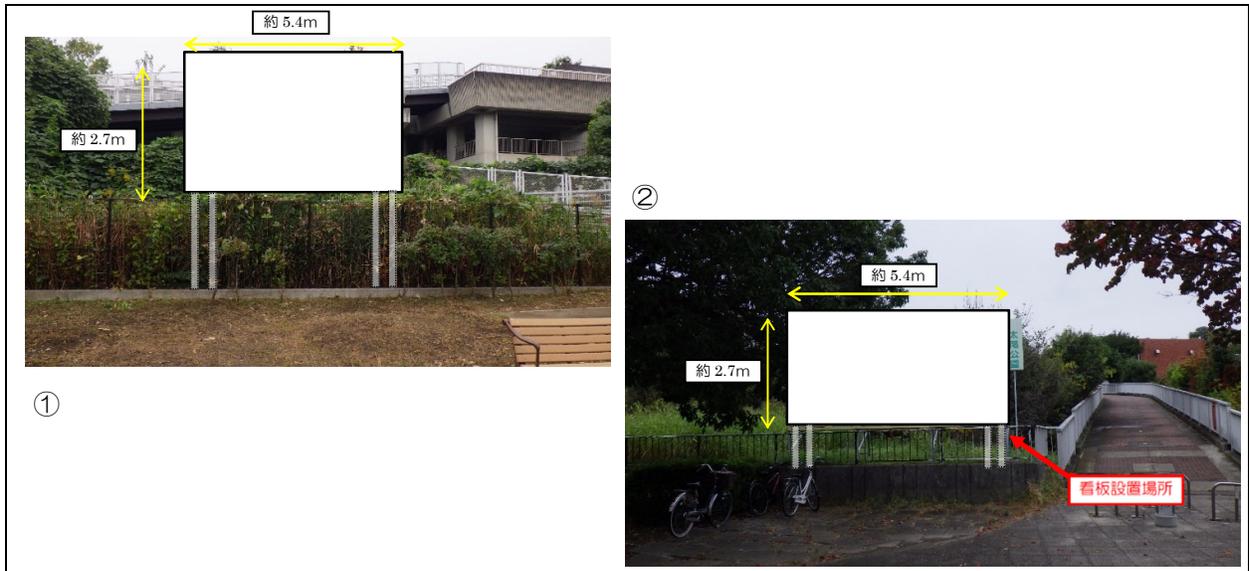
※看板を設置するための支柱は、フェンスより敷地側とする

<港北水再生センター>

■地図



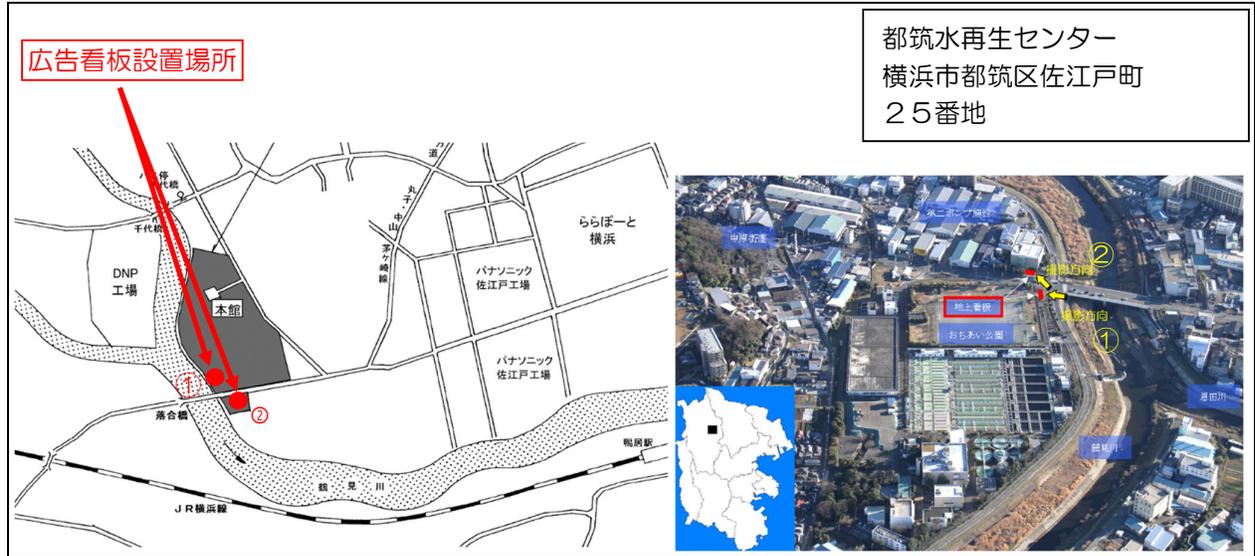
■募集対象施設・広告看板設置場所等の写真



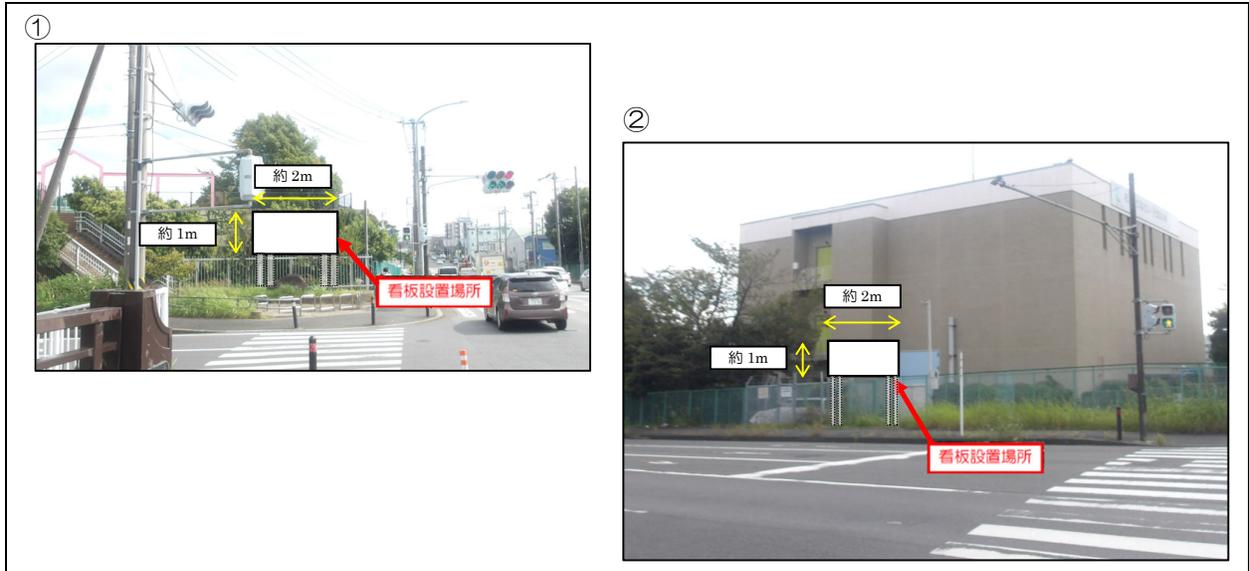
※看板を設置するための支柱は、フェンスより敷地側とする

<都筑水再生センター>

■地図



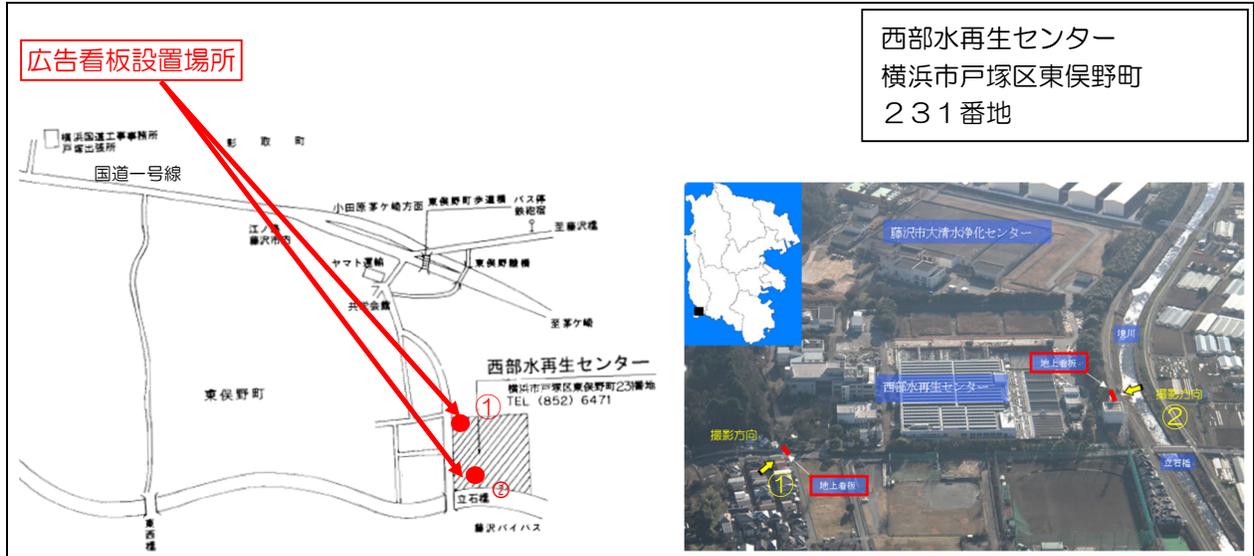
■募集対象施設・広告看板設置場所等の写真



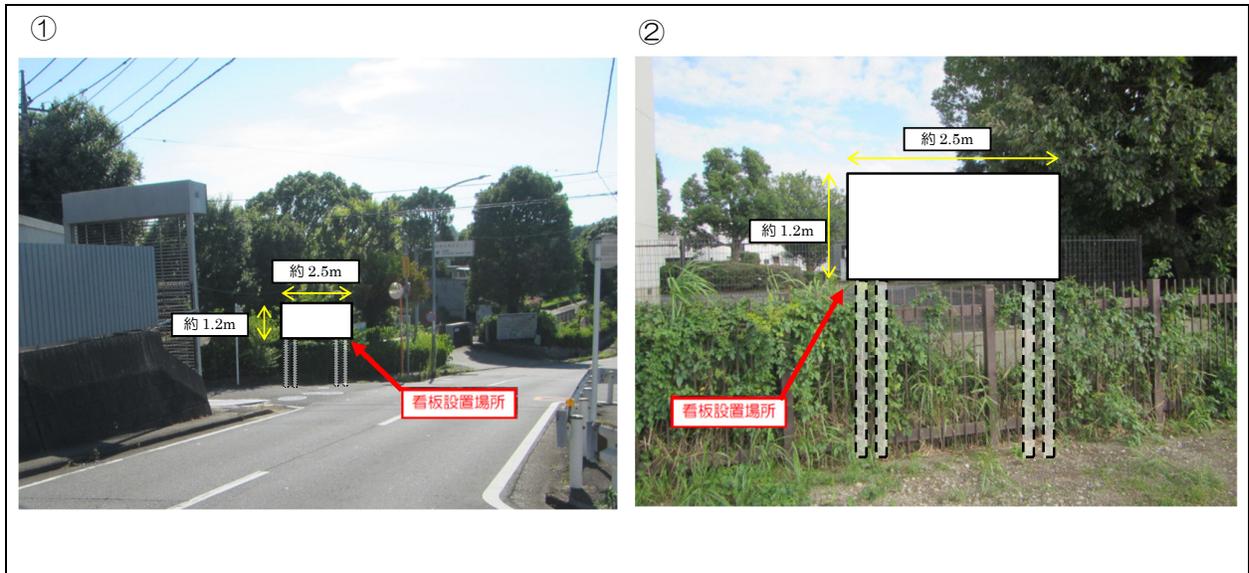
※看板を設置するための支柱は、フェンスより敷地側とする

< 西部水再生センター >

■ 地図



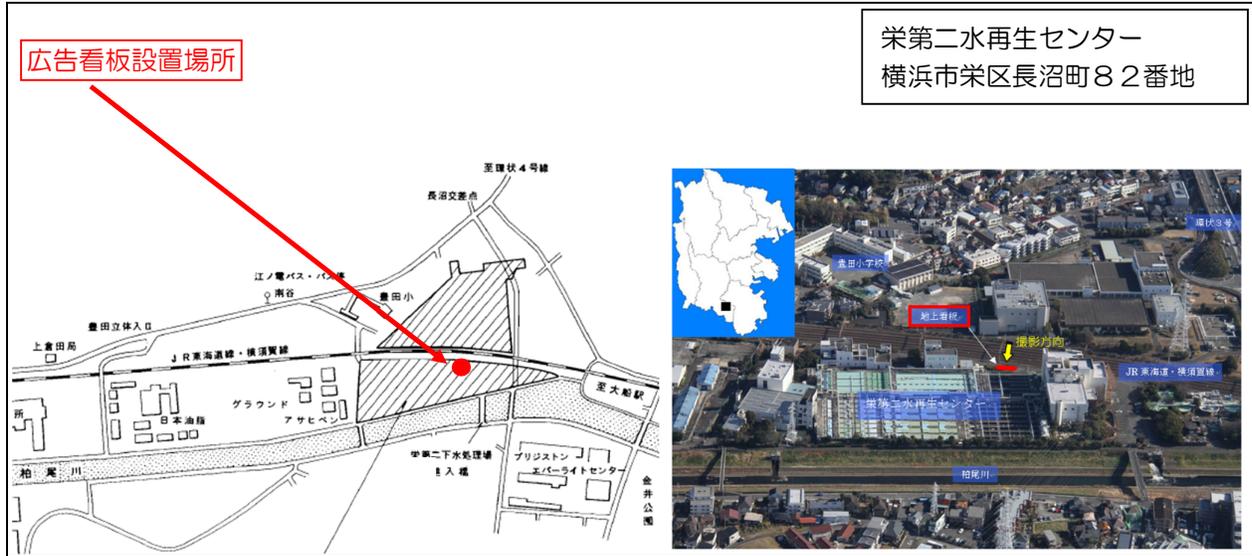
■ 募集対象施設・広告看板設置場所等の写真



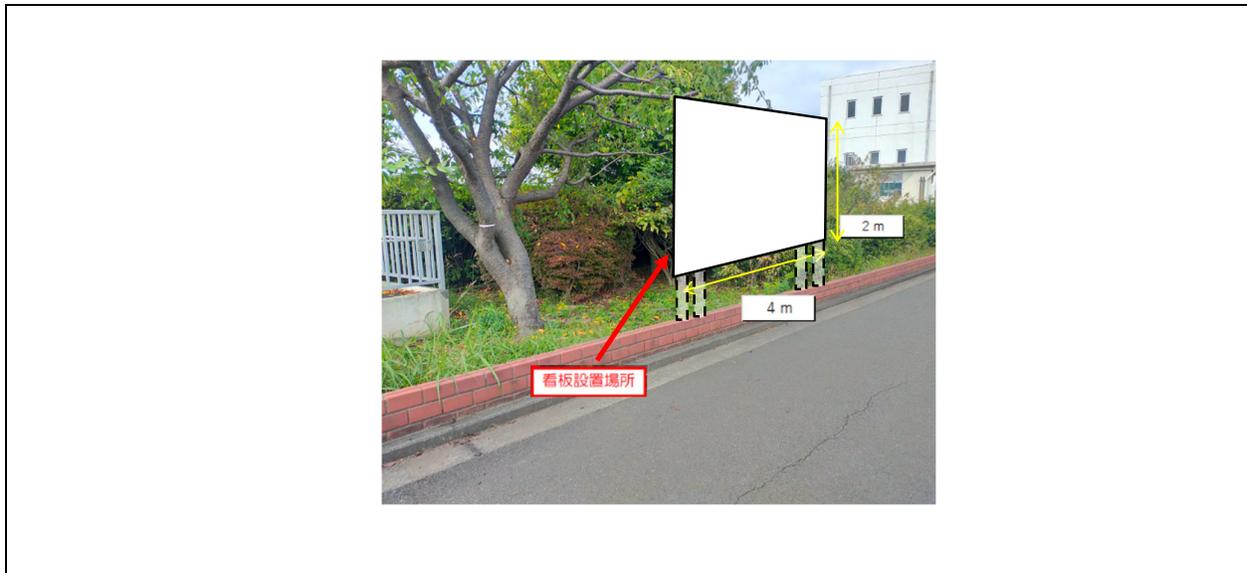
※看板を設置するための支柱は、フェンスより敷地側とする

<栄第二水再生センター>

■地図

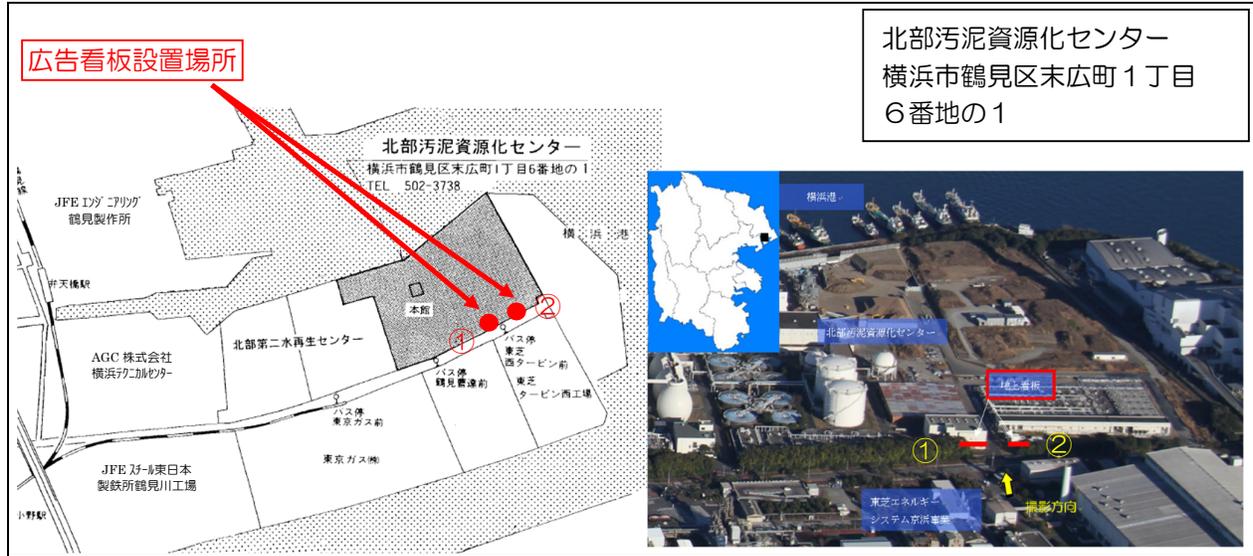


■募集対象施設・広告看板設置場所等の写真

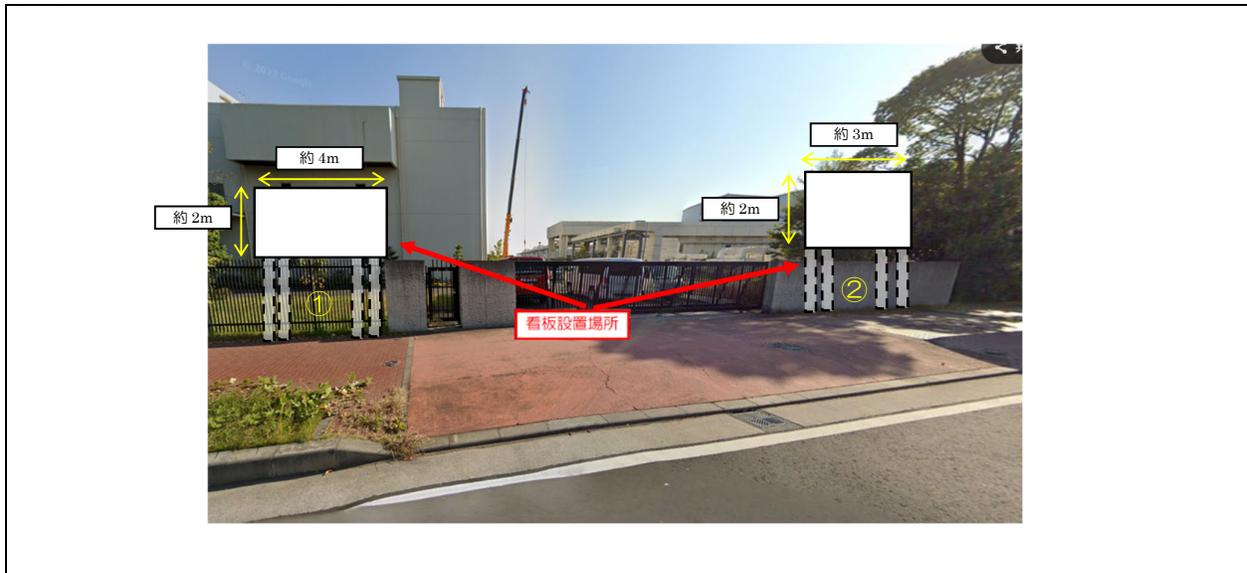


<北部汚泥資源化センター>

■地図



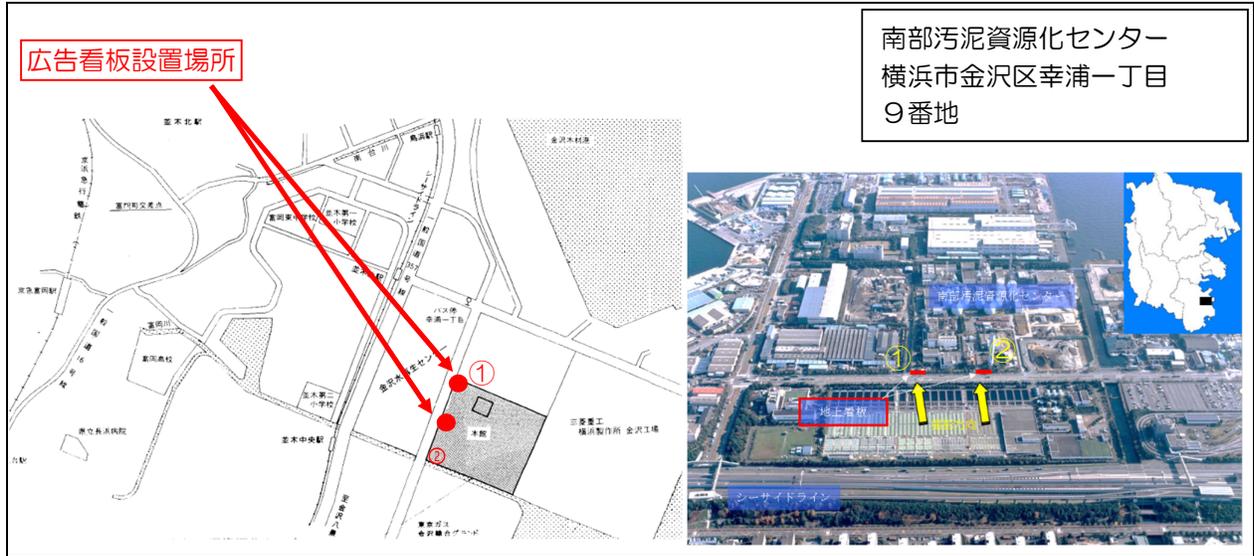
■募集対象施設・広告看板設置場所等の写真



※看板を設置するための支柱は、フェンスより敷地側とする

<南部汚泥資源化センター>

■地図



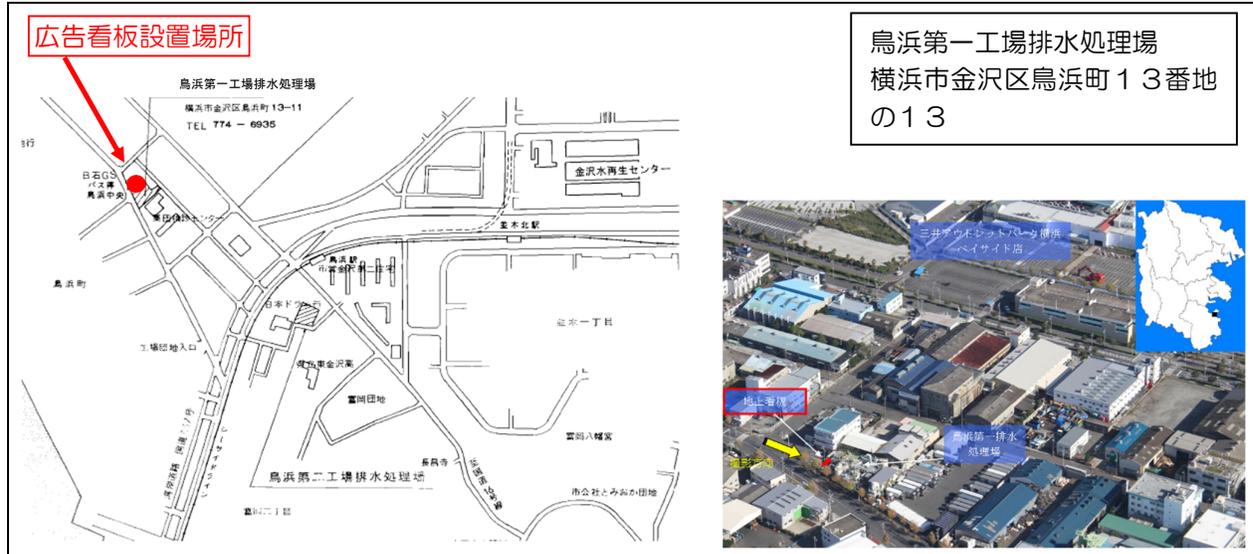
■募集対象施設・広告看板設置場所等の写真



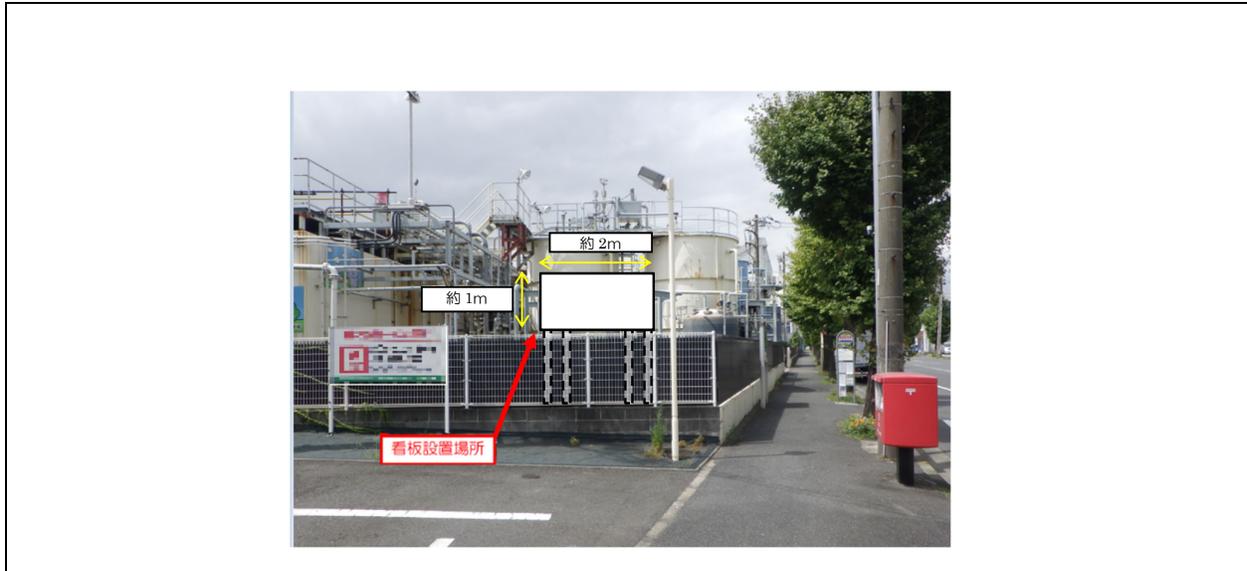
※看板を設置するための支柱は、フェンスより敷地側とする

< 鳥浜第一工場排水処理場 >

■地図



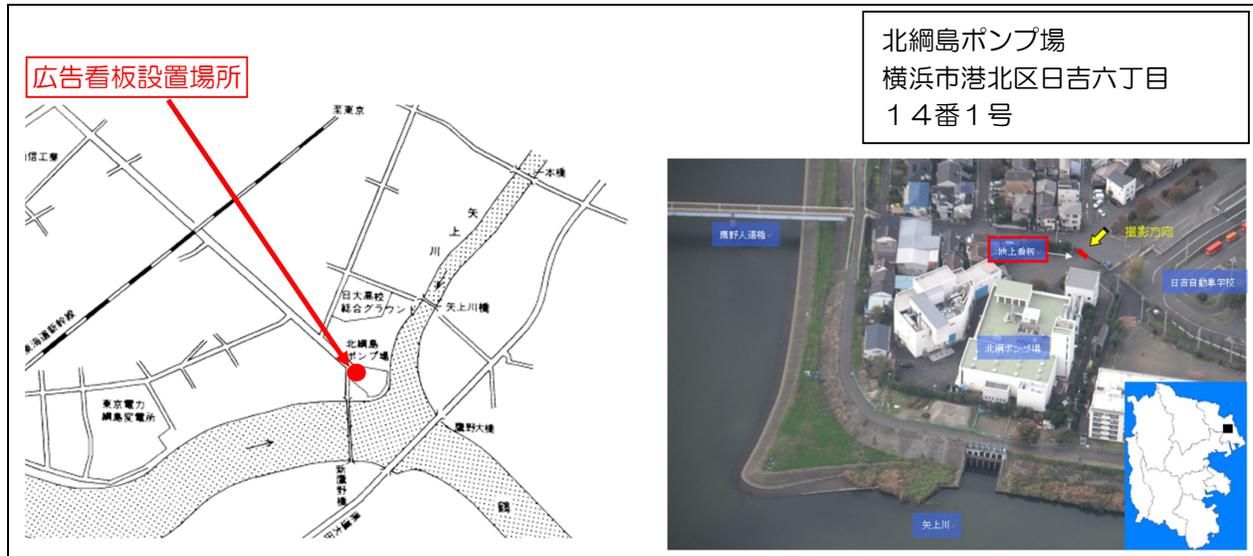
■募集対象施設・広告看板設置場所等の写真



※看板を設置するための支柱は、フェンスより敷地側とする

<北綱島ポンプ場>

■地図



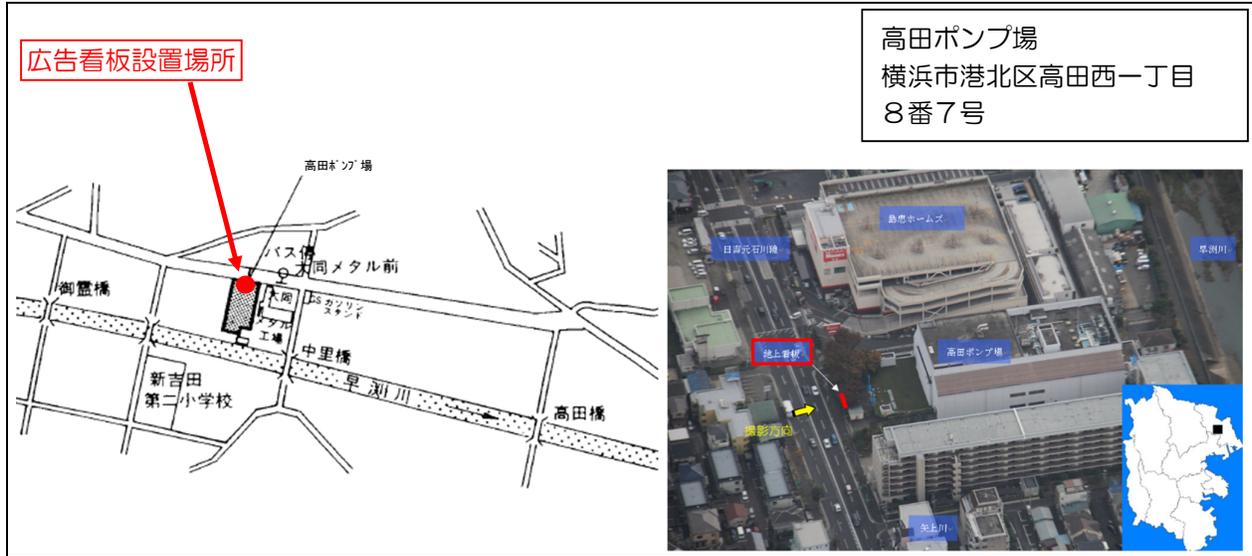
■募集対象施設・広告看板設置場所等の写真



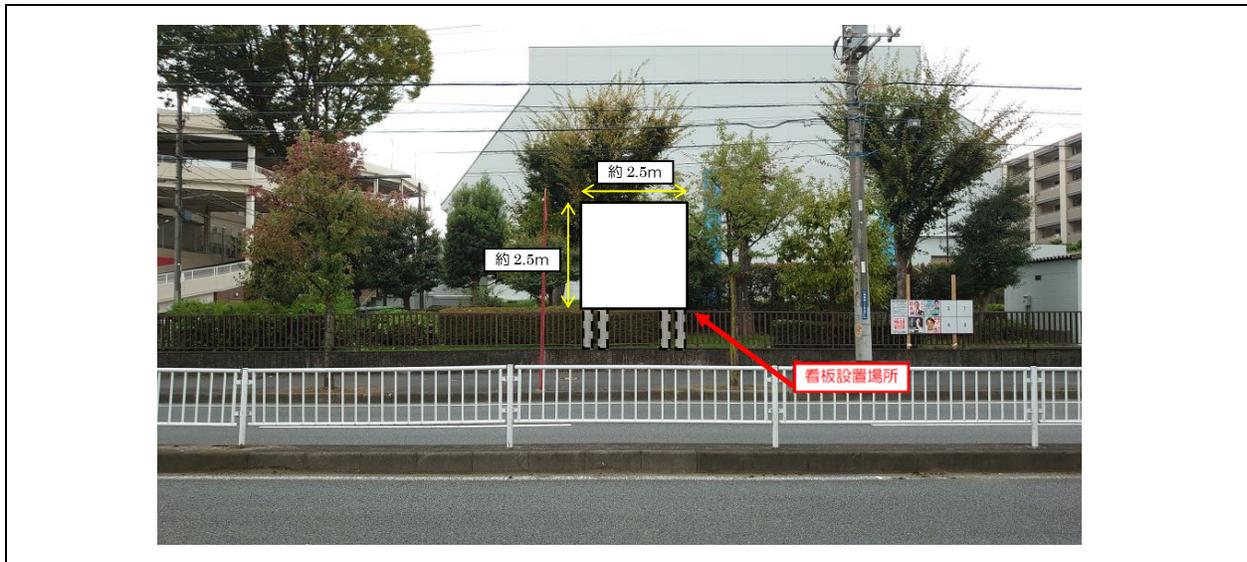
※看板を設置するための支柱は、フェンスより敷地側とする

<高田ポンプ場>

■地図



■募集対象施設・広告看板設置場所等の写真



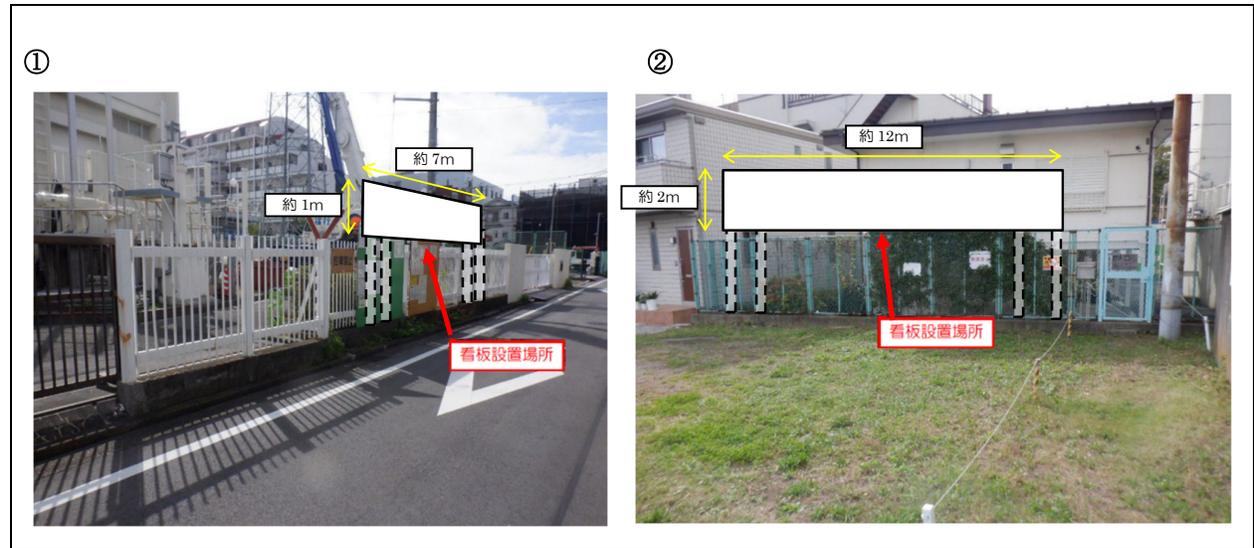
※看板を設置するための支柱は、フェンスより敷地側とする

<鶴見ポンプ場>

■地図



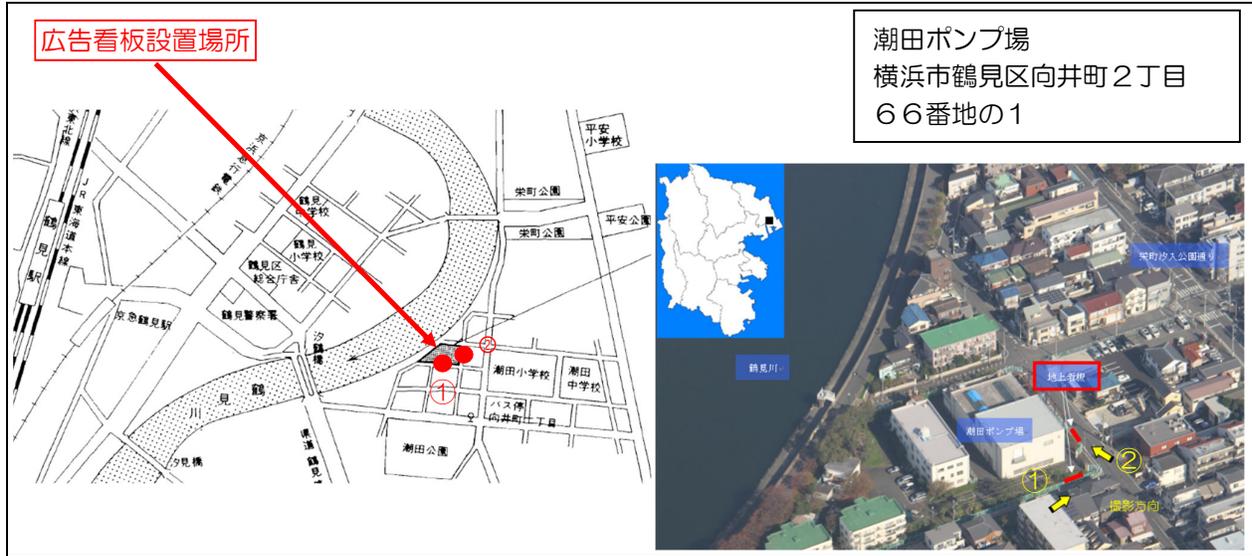
■募集対象施設・広告看板設置場所等の写真



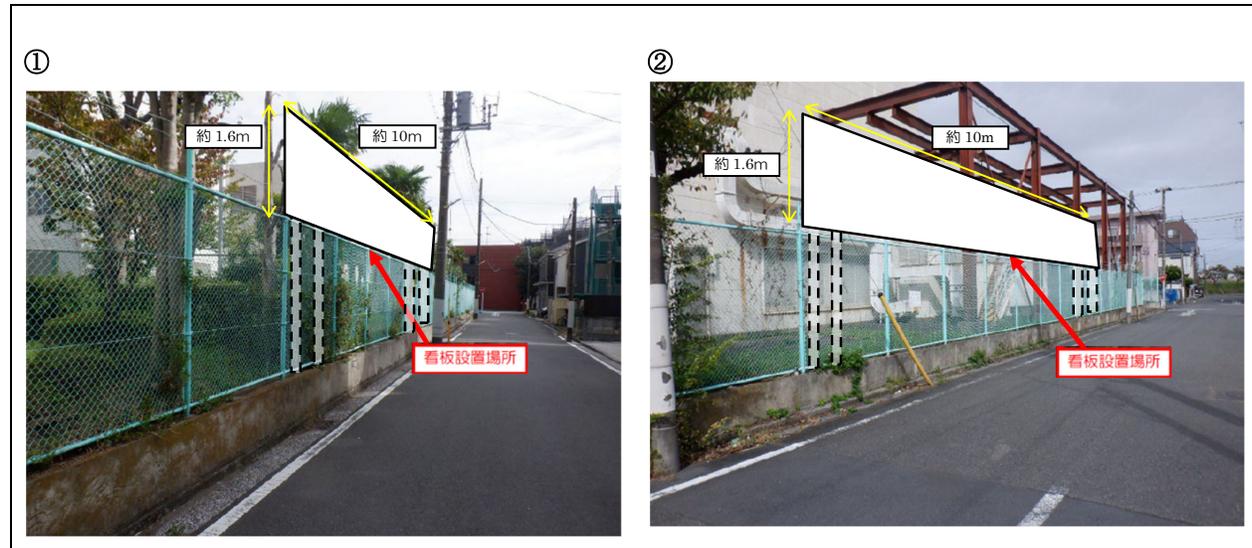
※看板を設置するための支柱は、フェンスより敷地側とする

< 潮田ポンプ場 >

■地図



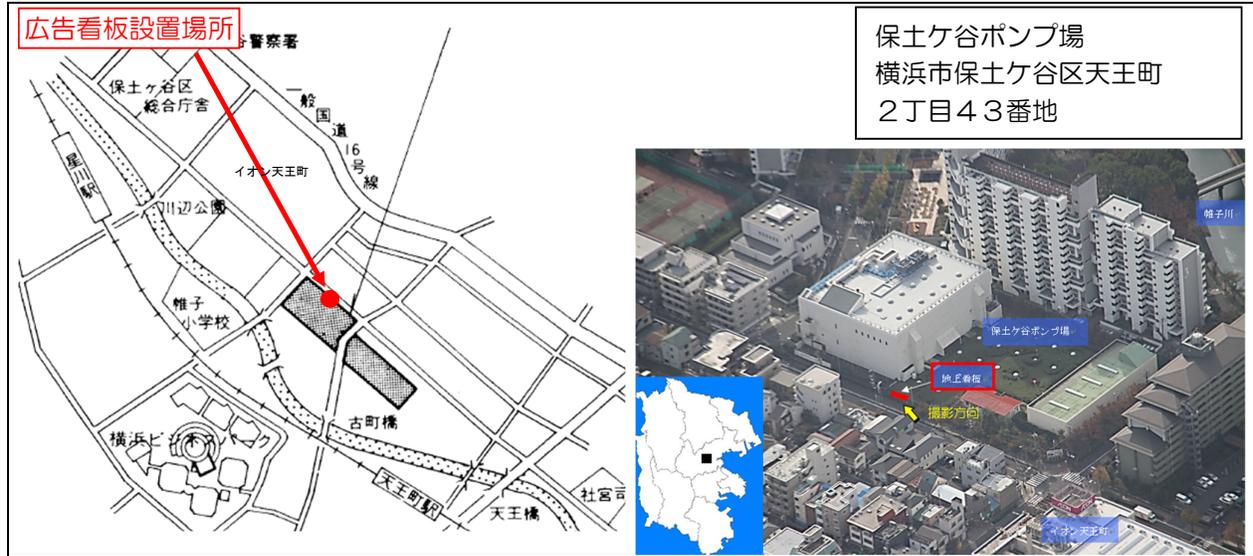
■募集対象施設・広告看板設置場所等の写真



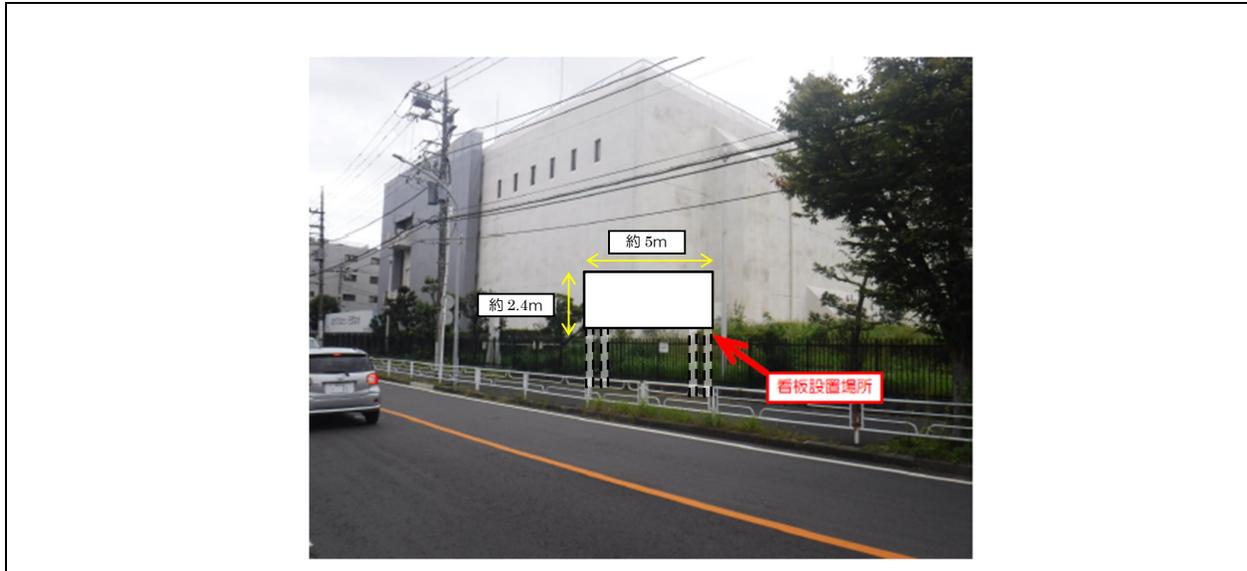
※看板を設置するための支柱は、フェンスより敷地側とする

<保土ヶ谷ポンプ場>

■地図



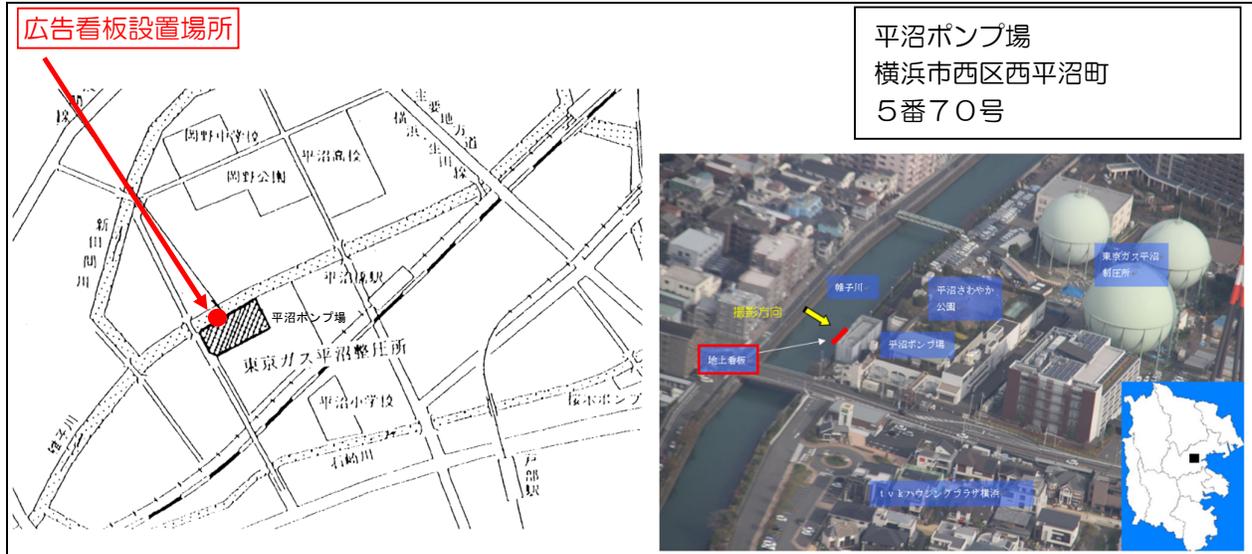
■募集対象施設・広告看板設置場所等の写真



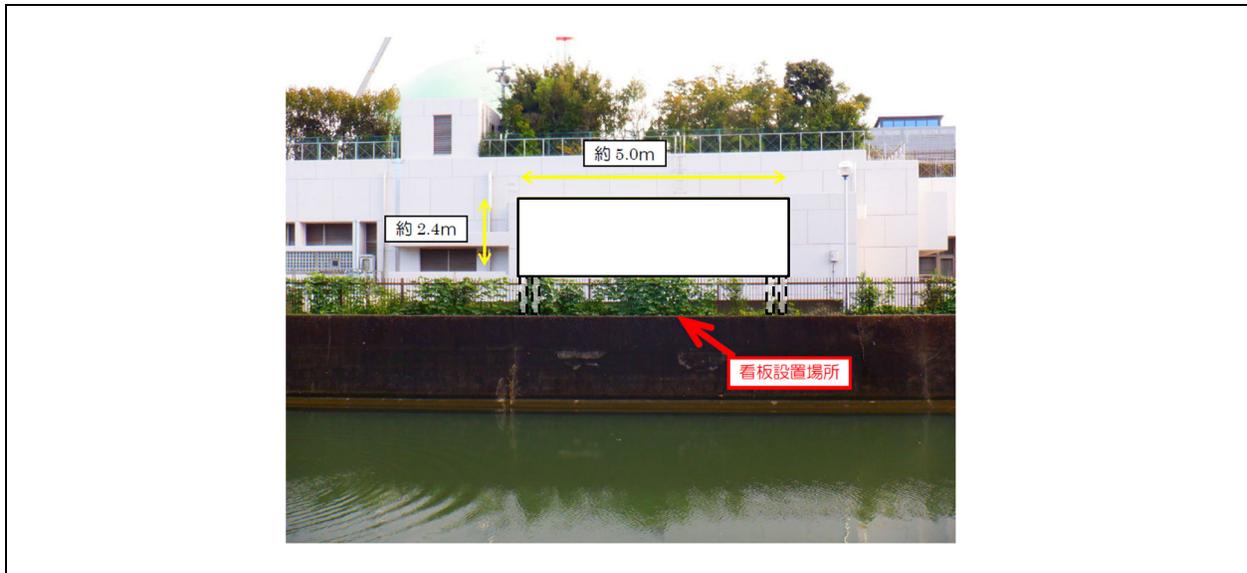
※看板を設置するための支柱は、フェンスより敷地側とする

<平沼ポンプ場>

■地図



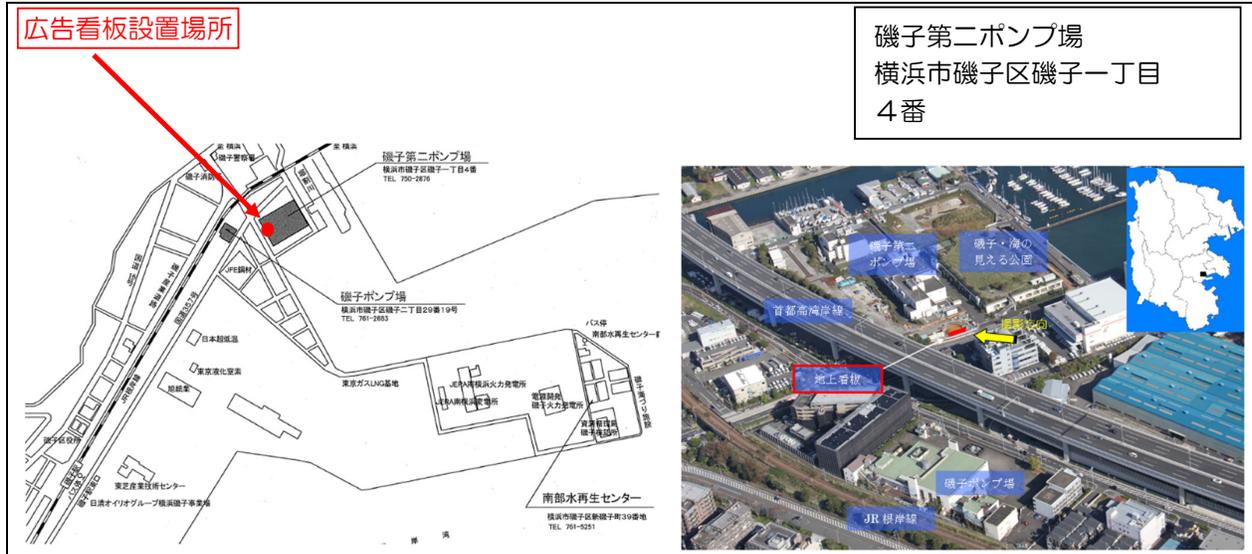
■募集対象施設・広告看板設置場所等の写真



※看板を設置するための支柱は、フェンスより敷地側とする

<磯子第二ポンプ場>

■地図



■募集対象施設・広告看板設置場所等の写真

磯子第二ポンプ場



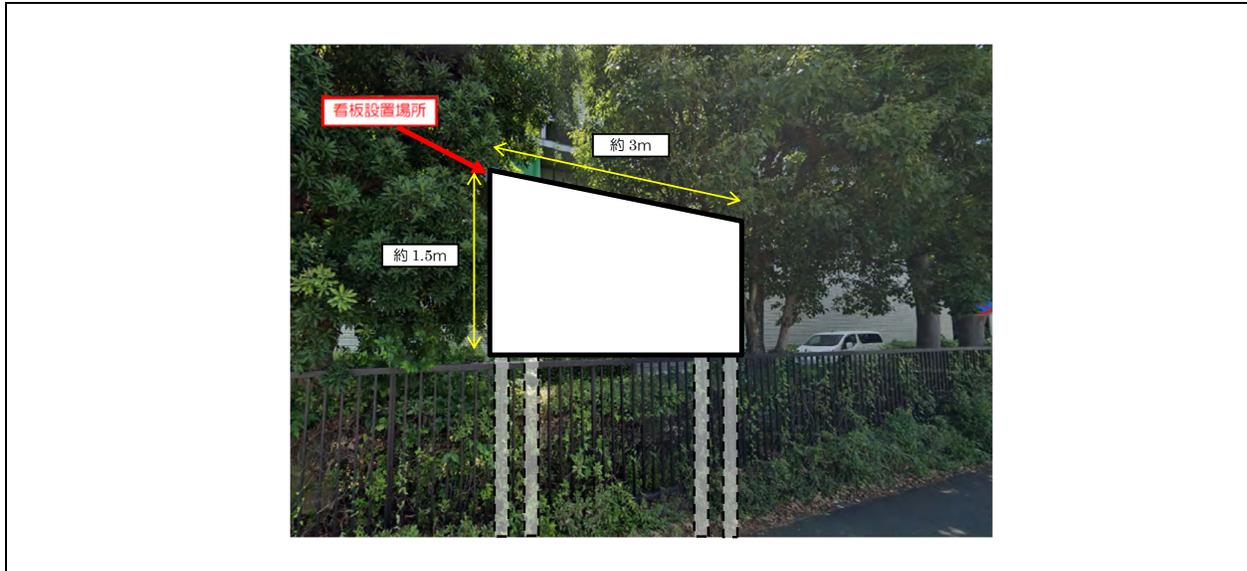
※看板を設置するための支柱は、フェンスより敷地側とする

<笠間ポンプ場>

■地図



■募集対象施設・広告看板設置場所等の写真



※看板を設置するための支柱は、フェンスより敷地側とする

広告掲載申込書（施設広告：定価制）

横浜市長

以下のとおり申し込みます。

申 込 者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX	TEL	/FAX
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広 告 主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申 込 内 容	募集対象事業名称	下水道河川局北部第一水再生センターほか 20 か所の水再生センター・ポンプ場における屋外広告設置		
	掲出希望場所【枠】			
	掲出希望期間 掲出面積			
	広告内容			
	個人情報の収集	有 ・ 無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） <input type="checkbox"/> 名前 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> E-mail <input type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）	
誓約事項	・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うこと、また、当該調査により滞納を確認した場合には、滞納者の氏名等を公表する可能性があることに同意します。 ・申込者が広告代理店である場合、広告主に対して横浜市が定める広告料を超える金額で販売しません。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。			

※ ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）